

## 第24期佐世保市農業委員会第24回総会議事録

1 開催日時 令和4年5月27日（金） 13時30分から16時00分

2 開催場所 市役所4階 全員協議会室

3 出席農業委員（18名）

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏（会長）	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義（副会長）
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

5 出席推進委員（16名）

針尾地区	原 和文	中里地区	永田 富士夫
江上地区	北村 憲治	相浦、九十九地区	富川 利光
宮地区	坂口 要	吉井地区	末永 広幸
三川内地区	迎 篤之	世知原地区	尾崎 修平
早岐地区	久野 利幸	宇久地区	畠中 辰秀
日宇地区	磯本 安男	小佐々地区	松田 眞
佐世保地区	松永 豊吉	江迎地区	小川 憲人
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二
大野地区	村田 司		
皆瀬地区	山口 良行		

6 欠席推進委員

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	博多屋 孝昭

事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第235号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第236号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第237号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について  
第238号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について  
第239号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農用地区域への編入について  
第240号議案 非農地通知の取消について  
第241号議案 非農地通知について  
第242号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第243号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第244号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について  
第245号議案 令和4年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について  
第246号議案 令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地転用許可不要案件の受理について  
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第24回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。まだ梅雨には入っておらず、水が欲しいところがございます。総会前に副会長からお話ありました通り、研修会については、日程を決めさせていただきました。是非とも参加、ご協力賜りたいと思います。

本日も議案が沢山上がっておりますし、総会後の小委員会も予定されているようですので、大変かと思いますがよろしく願いいたします。

副 会 長        それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事 務 局        はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日委員からの欠席届は提出されておられません。そのため、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

                  なお、推進委員も全員出席となっていますことを併せてご報告いたします。以上です。

副 会 長        ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、13番 水口一男委員、14番 田中広昭委員、補充として15番 西尾政喜委員にお願いいたします。

議 長            それでは早速、議事に入りたいと思います。

                  第235号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局        はい、第235号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

                  お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

                  ～資料説明～

                  こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このうち3件について顛末書を添付して転用許可申請があり、第235号議案の第4条許可申請案件の2番および第236号議案の第5条許可申請案件の1番、2番として上程しております。それでは、議案の説明に戻ります。

                  1番、早岐地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、早苗町。地目は、登記畑、現況畑です。面積は438㎡。転用目的は専用住宅用地。施設は住宅1棟木造平家建建築面積87.77㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは上原町公民館から西に約480mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m、切土最高0.3m。日照通風、建物高を加減、5.5m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。都市計画法関係は分家住宅です。

                  2番、中里地区。こちらが先ほど違反転用事案報告を行った3番の案件になります。申請者は記載の通りです。申請地所在は、上本山町。地目は、登記田、現況宅地です。面積は346㎡。転用目的は居住用建物。施設は住宅1棟、木造二階建て、建築面積73.12㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で中里皆瀬支所からおおむね300

m以内の第3種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは中里皆瀬支所から西に約182mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和41年の建築以降周辺に被害を及ぼしたことはない。日照通風、昭和41年建築以降周辺農地に被害を及ぼしたことはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は自然放流。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画法施行前で許可不要です。

3番、中里地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、吉岡町。地目は、登記畑、現況荒地です。面積は362㎡。転用目的は貸駐車場。施設は貸駐車場13台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは吉岡町第一公民館から南東に約210mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.71m。最低0.25m。造成後バラスを敷き、転圧する。日照通風、緩衝地を設ける。幅約1.0m。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水はくみ取り、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番は早岐地区ですので私から報告します。5月22日に久野推進委員と申請者本人と現地を見て参りました。退職後に家を建てたいとのことで、道も自分で管理する必要のある入り込んだ土地で、付近のことも考えると宅地として管理される方が、周辺にも良いだろうと思い、何ら問題ないと見てまいりました。それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。今八並委員が言われた通り、何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長 続きまして、2番、3番中里地区。

11番 11番近藤です。5月22日に永田推進委員と現地を確認してまいりました。2番につきましては、先ほど言われましたように、ここは違反転用の追認申請ということで、家の敷地には竹が生えておりました。また、周辺は住宅地となっています。3番につきましては、吉岡町の上の方でして、周りは家となっており、問題ないと見てきました。以上です。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員が言われたとおり、特に問題はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第235号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第236号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第236号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

1番、三川内地区。こちらは、先ほど先行して説明した違反転用事案の2番の追認申請になります。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、桑木場町の2筆。地目は、登記畑、現況進入路。面積は2筆合計177㎡です。転用目的は進入路。権利は、所有権移転贈与です。施設は、宅地への進入路、177㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは桑木場バス停から北に約760mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和51年施工後周辺に被害はない。日照通風、昭和51年施工後周辺農地の営農条件に支障を生じさせたことはない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

2番、宇久地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町平。地目は、登記畑、現況雑種地。面積は1,400㎡です。転用目的は資材置場。権利は、賃借権設定です。施設は、資材置場436㎡、通路480㎡、作業ヤード320㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは宇久行政センターから南西に約650mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。擁壁を設ける。昭和61年の借受以降、周辺農地や民家等への被害はない。日照通風、周辺に農地及び民家はなく、昭和61年の借受以降被害はない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類について、法人登記簿、定款についての記載が漏れておりますが、添付されております。修正いたします。その他の添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4番 4番中里です。4月21日に迎推進委員と事務局職員で現地を見て参りました。家を建てる時に畑を道として利用していて、その後も道として利用していたということで、周辺農地への影響もなく、問題ないと見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。特に問題ないと見て参りました。以上です。

議 長 続きますして、2番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。4月6日に畠中推進委員と事務局職員、申請者と現地を見て参りました。本案件は昭和54年のダム建設前から建設会社が利用しており、その会社が倒産したことから、申請者の法人が借りてから継続して利用しているもので、特に問題ないと見て参りました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われたとおりで、特に問題ありません。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第236号議案は許可相当として県に進達いたします。

次に、第237号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第237号議案 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

1番、宇久地区。当初計画者、変更申請者は記載のとおりです。申請地については、当初計画は宇久町平。計画変更後も変わりありません。当初の転用計画は職員寮建設。計画変更後の転用目的も変わりはありませんが、住宅の構造が木造2階建延床面積51.34㎡から、木造平家建延床面積135.80㎡に変わっております。変更の理由としましては、当初、建物の構造を木造スレート葺2階建てであったが、台風等による強風を避けるため、隣接する既存建物と同じ平家建ての木造スレート葺平家建に変更するものとなっております。耕作者なし、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地です。参考事項としまして、こちらは宇久小学校から西に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。日照通

風、農地は東側にあるが、間に緩衝地及び農排水路設置されており、影響がない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。当初は令和3年1月15日許可となっております。

本計画変更承認申請については当初申請と同一事業者による、計画の一部変更のため、新たな転用許可は必要としません。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番宇久地区。

1 5 番 15番西尾です。5月25日に、畠中推進委員と現地確認を行いました。当初の申請からすると二階建てが一階建てとなり、延床面積が広がっただけです。被害防除計画を守れば問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区の畠中です。西尾委員が言われたとおり、特に問題ないと思います。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第237号議案は許可相当として県に進達いたします。

次に、第238号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第238号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、ご説明します。

1番、針尾地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の一筆の一部。地目は、台帳田、現況畑。面積は491㎡です。転用目的は一般住宅用地です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、岳の田公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、一般住宅用地です。

2番、針尾地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾中町の4筆。地目は、台帳田、山林、現況畑、山林。面積は4筆合計1,546㎡です。転用目的は、資材置場。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域から

の除外確定後は第2種農地です。こちらは、岳の田公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場です。

3番、早岐地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、重尾町の2筆。地目は、台帳田、現況遊休農地。面積は2筆合計974㎡です。転用目的は、資材置場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、わくわくふれあい市付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で資材置場用地です。

4番、吉井地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の一筆の一部。地目は、台帳田、現況田。面積は528.99㎡です。転用目的は一般住宅用地で、施設は、住宅1棟、木造平家建建築面積115.56㎡です。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、古川寺付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅用地です。

5番、宇久地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、宇久町本飯良の11筆。地目は、台帳原野、山林、畑、現況原野。面積は11筆合計95,413㎡です。転用目的はゴルフ場用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の採草放牧地となっていますが、農用地区域からの除外確定後は非農地及び第2種農地です。こちらは宇久町西部平家盛公上陸地付近に位置しています。変更理由は、現在ゴルフ場として利用されており、今後農用地として利用する見込みがないため、除外を希望するものとなっています。変更内容は、農用地区域からの除外でゴルフ場用地です。

6番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は江迎町七腕の7筆。地目は、台帳畑、現況畑。面積は7筆合計6,799㎡です。転用目的は建設発生土の再利用による改良土製造及び製品保管用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地です。こちらは堤原池付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で建設発生土の再利用による改良土製造及び製品保管用地です。

7番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は江迎町長坂の一筆の一部。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は496㎡です。転用目的は分家住宅用地。施設は住宅1棟木造平家建建築面積126.09㎡です。耕作者なし。農地区分は現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は、第3種農地です。こちらは江迎支所付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で農家の分家住宅用地です。

8番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は江迎町北田の3筆。地目は、台帳畑、現況休耕。面積は3筆合計1,777㎡です。転用目的は駐車場、椎茸栽培施設等。施設は栽培施設1棟ビニールハウス建築面積281.52㎡です。耕作者なし。農地区分は現在農用地の畑となっていますが、農用地区域からの除外確定後は、第2種農地です。こちらは根引池付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で駐車場、椎茸栽培施設ほかです。



9番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は江迎町上川内の3筆。地目は、台帳田、現況畑。面積は3筆合計842㎡です。転用目的は一般住宅用地。施設は住宅1棟木造平家建建築面積139.02㎡です。耕作者なし。農地区分は現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は、第3種農地です。こちらは江迎支所付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅用地です。

以上、農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。7番、8番の案件について、関係する委員の方がおられます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 7番、8番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。7番、8番江迎地区。

17番 17番松永です。7番につきましては、5月21日に小川推進委員と本人とで現地確認を行いました。ここは地権者の娘婿の名義となる家ですが、農業も手伝うようになるということです。一筆を分筆して転用することになります。地元にも人口も増えるのでよいことではないかと思えます。また、道路脇で周辺も地権者の土地ですので、他に迷惑をかけることもないと思えます。8番の案件につきましては、同じく5月21日に小川推進委員と本人とで、現地を見て参りました。

道向かいに、他の事業者の施設も建っております。また、ちょっと風が強い場所ではありますが、現在ここは休耕で木は生えておりませんが、周辺は木が生えてしまっている農地も多く、ここもいずれはそうなってしまうと予想され、やむを得ないと思っ見てまいりました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が言われたとおり、7番は娘さんの家、8番は施設と周りの農地に影響を与えるものではなく、特に問題ないと思えます。

議長 それでは、7番及び8番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。7番及び8番の案件につきまして、賛成の農業

委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、7番及び8番の案件につきまして、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、残りの案件について審議いたします。1番、2番針尾地区。

1番 1番有馬です。5月24日に原委員と、地権者とその奥さんで現地を確認しました。1番、2番ともに、転用者と地権者は親戚関係です。転用者は土木関係の仕事をしており、地権者は土木業と農業をしております。1番は住宅を検討した際、当該地に住宅を建築したいとのことで、除外を申出たそうです。住宅ができたとしても問題ないと見てきました。2番については、同じ人の隣接地です。一部畑として利用されていますが、もう畑としての利用はしないとすることで、除外されたとしても、問題は発生しないと見てきました。

議長 地区担当推進委員の意見をお願いします。

原委員 針尾地区の原です。1番と2番は隣接しておりまして、何ら問題ないと思います。

議長 3番早岐地区は私から報告します。5月22日に久野推進委員と現地を見て参りました。ここは、もう持ち主が高齢で後継者もしないとのことで荒れています。当該地は周りの農地と小川で別れていますし、県道の道端ですので、農用地として残すよりも、別目的で利用される方がよいのではないかと見て参りました。

議長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。今、八並委員が説明されたとおり何ら問題なしと見て参りました。

議長 次に、4番吉井地区。

13番 13番水口です。5月22日に、末永推進委員、本人と現地確認しました。農振除外後、転用して住宅を建てるということで、それについては特に問題ないと確認してきました。ただ、面積について、住宅敷地の面積は通常500㎡以内と聞いていますが、その面積を超えています。これについて、事務局に説明を求めます。合わせて参考図面で

すが、写真と図面について、現地と相違がありましたので、きちんとした図面をもらえるようお願いをしたところです。

議 長 それでは推進委員の意見まで聞いてから事務局に説明を求めます。地区担当推進意見の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員の言われた通り、500㎡を超過する分と、図面との照合をきちんとしてもらえれば問題ないと思います。

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 本案件については、有効面積が500㎡以内となっており、基準の範囲内となっています。具体的には、擁壁の部分を除く面積が有効面積となっており、500㎡以内となることから、基準の範囲内となっております。なお、超過理由書については、有効面積が基準内ということで、添付はありませんので申し添えます。写真、図面につきましては、転用の際には、ちゃんとした図面等で提出していただくことになります。

議 長 次に、5番宇久地区。

1 5 番 12番西尾です。5月25日に、申請代表者にお話しを伺いに行って参りました。申出書には、ゴルフ場として利用する旨が記載されていますが、ここについては、宇久メガソーラー事業で営農型の計画地として地上権設定している土地で、申出書との辻褄が合わないと思います。地区の総会でもメガソーラーに貸す決議が行われているようです。また、観光協会が借りて管理していますが、パネルが張られたら観光協会から返すような約束となっているとのこと。そのことからすると、今回ゴルフ場として除外すること自体がどうなのかなと思います。その辺りの話がどうなっているのかはつきりさせて、正当な内容で除外が行われるよう、農政課への意見をもらうよう検討すべきと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

畠中委員 宇久地区畠中です。当該地がこれまで通り、ゴルフ場として利用されるのであれば、このままの状態です。除外する必要が無いと思いますが、西尾委員が言われるように、別の目的が何等かあるのであれば、検討する必要があると思います。

議 長 この案件については、後ほど意見を伺いますが、内容を事務局に整理させて回答をできるようにしたいと思います。  
では、6番、9番、江迎地区。

1 7 番 1 7 番松永です。6 番については5月21日に、小川委員と申出人とで現地確認しました。事業者は隣接地で同様の事業を行っておりまして事業拡張を計画しています。既に建設発生土を分類する機械を置いて、分類した土を用途別に分けて置いてあります。現在は牧草が作ってありますが、管理者は吉井から通いで作付けされており、高齢化により続けられないとの相談もあっておりました。9 番については、長坂公民館の真下で広い土地ですが、カーブの内側で崖と擁壁に挟まれております。がけ崩れのおそれのある旧家からの移転も含むため、農家住宅になると思います。駐車場もいりますし、広い面積ですが致し方ないのではないかと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。6 番の案件については、先ほど松永委員から話があったように、事業が既に隣接で行われており、近隣の他の農地は残っておりません。作付けされている方も継続が難しいとのことですので、やむを得ないと思います。9 番の案件については、現在の家の裏が急傾斜で、がけ崩れの恐れのある土地から、道路向かいの農地への移転とのことですのでやむを得ないと思います。

議 長 それでは、7 番、8 番以外の案件について、ご意見ございませんか。

1 3 番 1 3 番水口です。お尋ねですが、農地法や農業委員会法上、原野や山林などについては転用の許可を出したりするのでしょうか。

事務局 事務局です。基本的には、農地法第2条で農地法が適用される基準が示されていますが、地目の田、畑に加えて、現に耕作が行われている土地が農地と見なされます。また、農地以外の地目で主として採草地、放牧地として利用されている土地は、採草放牧地として農地と同様に扱われます。

1 5 番 1 5 番西尾です。5 番の件ですが、ここは営農型を計画しているところですので、営農型を行うのであれば、そのままが良いと思います。また、この大久保から本飯良の平原まで広がる草地は環境省の生物多様性上重要な里地里山に選定されており、希少な植物などもあります。私個人としては、ゴルフ場の芝地として、綺麗な草原が残る方が良いと思っています。ですので、農政課の意見書には、そういったことも書いて意見を出してもらいたいと思います。

議 長 今のご意見についても参考にして、意見を調製したいと思います。

1 7 番 1 7 番松永です。5 番に関して議案の変更理由には、現在ゴルフ場として利用されており、今後農用地として利用する見込みがないため、除外を希望するものとはっきり書いてあるので、今後パネルを張ったりすることもなく、ゴルフ場として利用していくと

いうことではないのでしょうか。その辺り事務局どうなんですか。

事務局 5番の案件につきまして、経緯も含めてお答えさせていただきます。当該ゴルフ場は昭和49年頃から、天然芝のゴルフ場として利用されてきたそうです。合併前の昔のことなので、推測も含まれますが、空いたスペースなどに牛を放牧する利用もあったことから、農用地区域の採草放牧地として指定がされていたものと思われま

す。その採草放牧地に、令和元年度に宇久メガソーラー事業で営農型発電施設を建てるという農振法に基づく開発許可申請が出され、それが、今月変更承認申請が県に提出され、この土地には、営農型発電施設をしないこととするとの申請があったそうです。

この開発許可は、農振法に基づくもので、農政課から県に進達されたものです。

今回、申出書では現在のゴルフ場で、今後放牧等の利用はしなくなるので、農用地区域から除外したいということで申出されていますが、西尾委員の言われた通り、町内会の総会では太陽光発電事業者に貸すことが決められており、地上権設定もそのままとなっているため、本当に今後ゴルフ場としての利用が行われるのか、除外後に当初の計画に基づき太陽光パネルが張られることになるのではないかと懸念があるというのが、地区の委員さんの調査内容です。また、今後もこれまで同様に利用していくのであれば、除外する必要が無いのではないかとのお話もありました。

議長 では、事務局と意見内容を整理してから、農政課への回答を調製したいと思います。採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第238号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。

続きまして、第239号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第239号議案 佐世保農業振興地域整備計画変更に伴う農用地区域への編入について、ご説明します。

1番、大野地区。申出者は記載のとおりです。申請地所在は、松原町。地目は、登記田、現況田。面積は806㎡で、対象作物は水稻です。土地の名義人は記載のとおりで、編入予定の農地区分は、農用地区域(田)です。こちらは、二反田池付近で、変更理由は、記載のとおりです。

以上、農用地区域への編入の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。本案件について関係する委員の方がおられます。

総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。ご審議よろしくお願

議 長 この案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは、地区担当委員の意見ををお願いします。

9 番 9番、牟田です。5月21日に、村田推進委員と現地調査してまいりました。現地は、水稲が作付けされており、農用地区域への編入は特に問題ありません。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第239号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。該当委員の入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 続きまして、第240号議案 非農地通知の取消について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第240号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。  
議案記載のとおり農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者に送ることになります。

議 長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

尾崎委員 世知原地区の尾崎です。サカキは農地利用として扱われていると思うのですが、実際現状確認したら、杉林の中で植えてほったらかしなどの状況などをどう判断したらよいのでしょうか。

事務局 利用状況調査の中で、山林と判断していくのですが、杉林ということで、なかなか見えづらく、奥まで行ってみたら、サカキが植わっていたということがあります。植えてあったとしても、その後、肥培管理をしていなければ、山林となっていると判断して良いと思います。

議長 それでは、他に何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第240号議案について、非農地通知を取り消します。  
続きまして、第241号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第241号議案非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、187筆で面積が88,893.33㎡です。

これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件について、非農地通知を発出することといたします。  
続きまして、第242議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第242号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、針尾地区1件、江上地区1件、宮地区2件、三川内地区1件、皆瀬地区1件、吉井地区1件、鹿町地区3件。所有権の移転は針尾地区3件、宮地区3件。合計16件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。

以上ですが、利用権設定の8番9番及び所有権移転の4番の案件に係る委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 利用権の8番9番、除斥の対象となる委員の方がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき、先行審議いたします。該当委員は一時退席をお願いいたします。

～委員退室～

議 長 それでは、8番、9番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、利用権設定の8番9番の案件については承認されました。委員は入室をお願いします。

～委員入室～

議 長 続いて、所有権移転の4番の案件について、除斥の対象となる委員の方がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき、先行審議いたします。該当委員は一時退席をお願いいたします。

～委員退室～

議 長 それでは、この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、所有権移転4番の案件については承認されました。委員は入室を



お願いします。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第242号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。  
次に、第243号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第243号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区1件計画されています。  
こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。  
以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 第243号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。  
次に、第244号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第244号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)についてですが、議案説明の前に本議案に関連して合意解約がなされておりますので、報告6を先にご報告いたします。37ページをお開きください。

報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定に基づく利用権の合意解約について、江上地区1件、宮地区1件、の合計2件を受理しております。以上報告いたします。

それでは、議案に戻ります。第244号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして針尾地区8件、江上地区3件、宮地区4件、柚木地区1件、吉井地区2件の合計18件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第244号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、第245号議案 令和4年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第245号議案 令和4年度佐世保市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について説明いたします。

農地の利用状況調査は、調査の期間等について実施要領を定めて実施しており、今回の議案はその令和4年度版の実施要領となります。

例年、4月総会の時にご審議いただいておりますが、遊休農地区分の変更や調査項目の追加等があり、調査方法の検討が必要でしたので、遅くなりましたが今年度は5月総会でご審議いただくことになりました。

これから、総会審議事項であります「実施要領(案)」と併せて、調査方法等についてもこの場をお借りして説明させていただきます。また、地図及び3色のペンを配っていますので、ご確認ください。

それでは、「総会議案」の29～30ページをご覧ください。

第2条です。6月から8月を農地パトロールの重点実施期間と設定しています。

次に、第5条において、必要に応じて「地域の農地事情に精通している方」＝協力員を設置できるとしていますので、設置が必要な場合は、書類の提出をお願いします。書類については、後で説明いたします。

なお、協力員には、1時間あたり1000円を手当てとして、予算の範囲内で支給できます。

次に、第8条に記載のとおり、農業委員・最適化推進委員においては、利用状況調査の毎月の活動状況を「農地利用最適化推進業務活動報告書」に記録し、総会時などに提出をお願いします。

今後、全国農業会議所等から通知があると思われます「令和4年度 農地パトロール実施要領」において、重要な追加項目がありましたら、必要に応じて佐世保市版実施要領の修正について、ご審議いただくことになります。

実施要領（案）については以上です。

続きまして当日配布の「補足説明資料」をご覧ください。

1 「調査の実施について」には、調査期間等について記載しています。

補足説明資料の2ページから4ページに「利用状況調査の留意事項について」記載しています。前年度からの変更点について説明いたします。2ページをお開きください。

(1) 「2 調査項目」－「(1) 遊休農地の区分」については、前年度までの区分の「A判定」が、今年度から「A-a（緑）」と「A-b（黄）」に分かれています。（緑）と（黄）の違いについては記載のとおりで、基盤整備の予定等が無ければ、「B」区分となります。今年度の地図では、前年度までの「A判定」全てを「A-a（緑）」とし、「緑色」で表示しています。

(2) 調査項目が増えたのが、(2)「現況」と(3)「発生場所の区分」です。「(2) 現況」については、農地そのものがどういう特徴によって遊休農地となったかというものです。「狭小地」であれば、カタカナで「キ」と地図に記入してください。遊休農地となった地形的な要因が特に無ければ、「遊休農地等になりうる現況は有していない」の「ナ」となります。

「(3) 発生場所の区分」については、その農地があるエリアの周囲の状況について記入してください。「山間」であれば、漢字で「山」と記入してください。

記入していただくイメージとしては、地図のファイルの先頭に綴じています、「凡例」の中央の図のとおりです。

例①は、（緑）区分で、現況「囲繞地」、発生場所「平地」の場合です。緑色で記入します。

例②は、（黄）区分で、現況「狭小地」、発生場所「山間」の場合です。この場合、先頭に「b」を記入します。緑色で記入します。

例③は、B判定で、現況「傾斜地」、発生場所「山麓」の場合です。赤色で記入します。

現地調査の時には、「凡例」を参考にしながら地図の記入をお願いします。耕作・管理がなされている箇所には何もつけないで結構です。

今回から全農地を調査することになっています。現在ある緑区分の全てについて意向調査を行うことになっており、緑区分がB判定等で減ると、今後のみなさんの調査件数も減少しますので、よろしく願いいたします。

注意事項としては、今年度までの地図には、耕作中は「黄色」で表示していますが、遊休農地の（黄）区分が追加されたことから、次年度から、耕作中は別の色になる予定です。

以前、委員からご意見がありました、目揃え会（A判定やB判定などの判断基準を委員・推進委員で共有・確認するためのもの）については、現在のところ宇久視察の際に行う（7月）よう予定しております。

1 ページに戻りまして、2 「協力員の設置等について」説明いたします。地域の農地事情に精通している方に、必要に応じて調査をお願いすることができるというもので、その際に使用する推薦書や承諾書の記入例を5～6 ページに記載しています。

農業委員からの推薦といった形になりますので、農業委員の署名による推薦書をご提出いただきます。「推薦書」と協力員からの「承諾書」については、2枚セットで事務局担当に、6月17日（金）までにご提出をお願いいたします。なお、推薦書は委員の押印は不要ですが、承諾書には協力員の押印が必要です。

なお、1時間あたり1,000円を手当てとして、予算の範囲内で支給できます。

1 ページに戻りまして、3 「利用状況調査の報告書について」説明いたします。農地パトロールを行っていただきましたら、農業委員・推進委員においては「農地利用最適化推進業務活動報告書」を、協力員においては「利用状況調査報告書」にその内容を記入し提出をお願いします。7～8 ページにそれぞれ記入例を記載していますのでご確認ください。

推薦書、承諾書、協力員用の報告書の用紙については、本日配付しておりますので、ご確認をお願いします。

1 ページに戻りまして、4 「農地利用状況調査（遊休農地対策事業）のスケジュール」について説明いたします。調査実施から利用意向調査、農地中間管理機構への通知までのスケジュールを記載しております。特に最適化交付金の申請関係については、県への報告期限等の関係上、調査結果の集計を急ぐ必要があります。お忙しいとは存じますが、8月総会時の地図提出について皆様のご協力をお願いいたします。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局から説明がありましたが、今年からやり方が変わるということで、今の時点で質問ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。第245議案について、賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第245号議案については承認されました。

続きまして、第246号議案 令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第246号議案 令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)について、ご説明いたします。

先月4月の総会におきまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご承認いただきました。従来であれば当該年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、同時にご審議いただいておりますが、改正があり議案の上程に時間を要しましたので、今月改めてご審議いただくものです。

また、国・県へ報告及び公表を行うこととされていますので、ご承認後、報告及び公表をいたします。表紙の裏ページをご覧ください。Ⅰの農業委員会の状況は令和4年4月1日現在の状況です。1 農業委員会の現在の体制は、農業委員1名欠員となっております。

2 農家・農地等の概要につきまして、農林業センサスに基づき記載することになっておりますので、最新の2020年センサスの数値を記入しております。

次のページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積は、担い手への農地の利用集積・集約化について記載しております。

①現状及び課題ですが、管内の農地面積4,380haに対して、これまでの集積面積が1,315haであり、集積率30.0%となっております。これまでの集積面積につきましては、令和3年度までに集積してきた累積の数値を用いていましたが、令和4年度から地区ごとの目標も定めることとなったこと、および他の統計資料等との数値の整合性を図るため、解約や担い手でなくなった人の面積を省き、現在、担い手である人や法人に集積されている面積のみとしました。

②目標ですが、長崎県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で目標年次とした令和12年度を農地集積の目標年度としております。集積率は長崎県の目標を達成した場合における佐世保市の推計値としております。今年度の新規集積面積目標は70.1ha、今年度末の集積面積目標1,385ha、今年度末の集積率31.6%です。別にお配りしております令和4年度「新・ながさき農業委員会1・1・1運動」実施要領をご覧ください。9ページに数値目標の一覧が掲載されております。佐世保市の農地集積目標は令和4年度増加目標が70.1ha、担い手への農地集積目標（令和4年度末）が1,424.0haとなっております。1,385haと1,424.0haで違いがありますが、1・1・1運動は推計値を用いているために実数と差が生じたものです。

議案にお戻りください。

(2) 遊休農地の解消です。緑区分の遊休農地の面積は209haで、これを5年で解消することとされておりますので、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、5分の1の41.8haです。同様に1・1・1運動9ページの数値目標も41.8haとなっております。

黄色区分の遊休農地はありませんので、0としています。

前年度、令和3年度に発生した新規発生遊休農地の面積は24.8haでした。この数

値がそのまま新規発生遊休農地の解消目標面積になります。

次のページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進は、過去の権利移動面積の年平均の1割となる16.7haを目標面積としています。この面積は新規参入者の経営面積ではなく、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積です。

参考としまして、別途参考資料を配布しております。令和4年度最適化活動の目標の地区別設定としていますが、ここまでご説明しました最適化活動の目標を地区別に落とし込んだものです。来年度当初には、令和4年度の目標の達成度合いを地区ごとに評価して、委員の皆様の実績として取りまとめることとなります。個々人の評価は非公表ですので、地区ごとの目標値も公表はしません。

ただし、地区ごとの目標値は、最適化交付金の成果実績の算定に利用されることになっていきます。

2 最適化活動の活動目標です。1人当たりの活動日数ですが、新様式の活動報告書をお配りした3月の総会でお願ひしました月8日を目標にしています。

活動強化月間の設定回数は例年どおり、6月から9月までと10月から1月までの2回としています。新規参入相談会への参加目標は1回とし、開催される相談会の情報はありませんので、空欄としています。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、これまでも事務局にまとめてもらっていたものですが、要する集積をもっと頑張ってもらいましょうということですので、各地区でも頑張ってもらいたいと思います。

他に皆さんから質問はありませんか。

原 委 員 針尾地区の原です。長崎県の資料を見ると佐世保市の集積目標が高く設定されています。隣の西海市も農業が盛んですが、なぜ目標数値が少ないのでしょうか。西海市にも遊休農地が沢山ありますが。

事 務 局 集積目標の数値についてお答えをしますが、集積率が今現在高いところは、ヘクタールにすると数値が既に目標値に近いので、年々積み上げていく面積が少なくて済むという理屈になっているかと思います。この1・1・1運動の目標値、県が令和12年度を目標に定めていますが、令和3年度の集積目標の推計値により、計算されています。ですので、令和2年度の推計値の時点で集積が多かった自治体については、年々積み上げる面積が少なめに出ているかと思います。そのため、西海市の数値が少ないと思われます。

原 委 員 遊休農地の数値も西海市は少ないのですが、現状遊休農地が結構あります。

事 務 局 これにつきましては、目標案のところでお示ししていますが、令和3年の遊休農地面

積を5分の1にした面積が目標値となっています。

そのため、西海市が把握している令和3年の遊休農地面積が低いため、このような状況になっているものと思われます。

議 長 他に何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。第246議案について、賛成の委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第246号議案については承認されましたので、(案)の削除をお願いします。

議 長 では、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【農業委員会の概要について】

【農地利用最適化交付金の見直しについて】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長　　本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第24回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。